2　前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第一項中「第七十条の四第三十四項第二号」を「第七十条の四第三十五項第二号」に、「とする」を「（平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該受贈者が当該農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする」に改め、同条第三項中「同条第三十九項第二号」を「同条第四十項第二号」に、「とする」を「（平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該農業相続人が当該特例農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする」に改める。

第七十条の八の二第一項中「並びに第七十条の十二第一項及び第三項」を「及び第七十条の十二第一項」に改め、「（当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等、第七十条の六の四第一項に規定する特例山林又は第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は当該特例農地等につき第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額とし、当該特例山林の価額は当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額とし、当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等の価額は当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある法人又は当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係（第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある法人（以下この項において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社等が当該外国会社の第七十条の七の二第二項第一号ハ又は第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限るものとし、当該認定承継会社等が当該外国会社の第七十条の七の二第二項第一号ハ又は第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限るものとした場合における当該外国会社を含む。）又は第七十条の七の二第十四項第十一号（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）又は第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法人の株式又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額）とする。）」を削り、「うちに相続税法」を「うちに同法」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　課税相続財産の価額を計算する場合において、相続又は遺贈により取得した財産のうちに次の各号に掲げる財産があるときは、当該各号に掲げる財産の価額は当該各号に定める価額によるものとする。

一　第七十条の六第一項に規定する特例農地等　当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額

二　第七十条の六の四第一項に規定する特例山林　当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

三　第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等又は第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等　当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人又は当該特例相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の二第十四項第十一号（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）に規定する法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額）

四　第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分　零

第七十条の十二第一項中「（以下この条において「納税義務者」という。）」を削り、「この条において「物納」を「この項において「物納」に改め、同条第二項中「（第四項において「物納申請書」という。）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七十一条の十六第一項中「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を削る。

第七十三条中「及び第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第一項」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十四条の三　個人が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2　前項に規定する増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が同項に規定する住宅用家屋（同項の取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該住宅用家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該住宅用家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。